

北海道留萌合同庁舎が「津波避難ビル」に指定されました ～津波発生時に約500人を収容～

◆ 概要

北海道留萌振興局では、留萌市と「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結し、留萌合同庁舎〔留萌市住之江町2丁目1-2〕が津波避難ビルに指定されました。

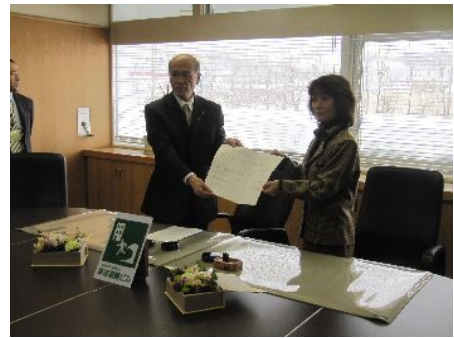
当庁舎は、鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階の新耐震基準を満たす建物で、大津波警報、津波警報、津波による避難勧告が発表された場合や発令が予想される場合に、庁舎2階の講堂や4階の会議室などを一時的に避難場所として開放することで、約500名の収容を可能とします。

◆ 指定日

平成25年1月1日

〔平成24年12月28日に協定に調印〕

高橋留萌市長と竹谷留萌振興局長が、留萌合同庁舎において協定の調印式を行い、住民の命を守るため、相互に連携を図りながら地域の安心・安全を確保していくことを確認しました。



◆ 津波避難ビルの表示

庁舎正面玄関自動ドアに標識を設置し、津波発生時に避難することができる施設として指定されていることを示しています。



つなみひなん
津波避難ビル

(参考)

津波避難ビル

津波が発生した際に住民や来訪者が緊急的に避難できる施設で、津波が到達する前に高台に避難することが困難な沿岸地域などで市町村が指定するもの。

【留萌市の指定基準】

- (1) 3階以上の鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）であること。
ただし、津波による浸水が低いと予測されている地域に置いては、当該建物の形状等により鉄骨造及び2階建ての建物も可能とする。
- (2) 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法における耐震基準）を満たすものであること。
- (3) 3階以上（2階屋上を含む）の階に一時避難が可能な場所を有すること。
- (4) 海岸に直接面していないこと。
- (5) 緊急時に地域住民等の一時避難が可能であること。